

(仮称) 英語交流のまち推進センター
整備基本計画策定業務

仕 様 書

岩 国 市

目 次

	ページ
第1章 総 則	2
第1条 仕様書の適用	2
第2条 計画策定業務の概要	3
第2章 (仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務の内容	3

第1章 総則

第1条 仕様書の適用

本仕様書は、岩国市（以下「本市」という。）が発注する（仮称）英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務に適用する。

なお、本仕様書に記載のない項目で、業務の性質上、当然必要と思われる事項については、受託者の責任において全て完備しなければならない。

(1) 業務名称

（仮称）英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務

(2) 業務場所

岩国市元町一丁目 86 番 1～4、15～16 1階 面積約 300 m²

(3) 業務期間

業務委託契約締結日から令和2年10月31日まで

(4) 疑義

本仕様書又は業務施行中に疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 変更

本仕様書については、原則として、変更は認めないものとする。ただし、本市の指示等により変更する場合は、この限りでない。

業務期間中、本仕様書に不備等が発見された場合は、趣旨を損なわない限度において、本市の指示又は承認を得て、業務施行に対する改善変更を受託者の負担において行うものとする。

(6) 保証期間

本業務により引渡しを受けた成果品の保証期間は、業務期間満了後1年間とし、当該期間中に明らかとなった成果品の^{かし}瑕疵等は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じなければならない。

(7) 検査

成果報告の検査は、本市の立会いのもとで行うこと。

(8) 関係法令の遵守

本業務の施行に当たっては、関係法令、県及び市の条例、規則等を遵守しなければならない。

(9) 業務担当者

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務を行う担当者（以下「担当者」という。）として次の条件を満たす者を選ばなければならない。また、契約後に担当者が次の条件を満たしていないと本市が判断した場合、受託者は、担当者の変更等、誠実な対応をとらなければならない。

① 本市の業務を遂行する上で支障を来すほど、他の業務の担当をしていないこと。

② 基本計画等の策定に精通しており、計画策定業務に携わった経験がある者又は経験のある者から適切なサポートを受けることのできる者であること。

(10) 提出図書

① 業務施行中に係るもの

図書は、本業務の進捗状況に合わせて、必要書類を提出するものとする。

ア 整備基本計画（案）及び管理運営基本計画（案）

イ 各種協議資料及び概要報告書

ウ その他、業務に必要な帳票等

② 完成図書に係るもの

図書は、次のとおり提出すること。

なお、仕様については、原則としてA4判（必要に応じてA3判折り込み可）とする。

ア 整備基本計画及び管理運営基本計画

文章表現の整理や文章校正、専門用語やカタカナ文字へのわかりやすい用語解説等挿入し、基本計画としての全体構成・レイアウトを行い、完全版として仕上げる。

部数 300部（A4カラー・製本）

納品期限 令和2年10月31日

イ 整備基本計画のPR資料（概要版）

部数 500部（A4カラー・製本）

納品期限 令和2年10月31日

ウ 各種協議資料及び概要報告書

部数 300部（A4カラー・製本）

納品期限 令和2年10月31日

エ 上記の原稿及び電子データ一式（CD-ROMで納品）

アの整備基本計画（本編）及びイの整備基本計画のPR資料、ウの各種協議資料及び概要報告書は、完全電子データ（PDF）及び本市で編集可能な電子データ（形式は要協議）で納品すること。

第2条 計画策定業務の概要

計画策定業務の概要は、次のとおりとする。

1 業務の目的

「岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「将来にわたり、まちの活力を維持していくためには、次代を担う若い世代の存在が不可欠」であるとして、その基本理念に「未来へつながる交流都市岩国～若い世代に選ばれるまち～」を掲げている。

本市は、基地に起因する諸問題のまちというマイナスイメージをプラスイメージへ転換させ、人口減少・少子化・若者の市外流出の抑制を行うことにより、地域活力の向上を目指す。

本業務は、本市の特性を活かし、英語の学び・学び直しや国際交流の機会が充実した魅力的な「英語交流のまち」を実現させるため、令和3年度においてその交流拠点となる（仮

称) 英語交流のまち推進センターを整備するにあたり、その機能設定やコンセプトメイキング、整備基本計画の策定を行い、本業務に続いて予定する交流拠点事業等の実施設計に必要な施設設計等に資することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 整備基本計画(案)の作成
- (2) 管理運営基本計画(案)の作成
- (3) 各種協議資料及び概要報告書
- (4) 各種会議等の運営支援
- (5) 整備基本計画及び管理運営基本計画の編集及びPR資料(概要版)の作成
- (6) 打ち合わせ協議
- (7) 報告書等のとりまとめ
- (8) その他、整備基本計画の策定に関して必要な業務
- (9) その他事項

3 成果品の納品

第1条第10号に記載の提出図書

※ 本業務の受託範囲は、上記項目及びこれに関連する事項の責任施行とする。

なお、上記分析等に必要な本市所有のデータは、本市がこれを受託者に提供し、受託者は当該データ及びこれを加工したものの全てを業務完了後に本市に返却しなければならない。その他、本方針に係る成果品等の著作権は、全て本市に帰属するものとする。

第2章 (仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務の内容

(仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定に係る具体的な業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 整備基本計画(案)の作成

英語交流のまちIwakuni創生プロジェクト基本方針や第2期岩国市中心市街地活性化基本計画を参考に、業務の目的に応じた施設のコンセプトを設定し、整備基本計画(案)の作成を行う。

なお、次の事項については、事業化に向けての検討を行い、整備基本計画(案)に盛り込むこととする。

① コミュニティスペース

英語による交流や地域コミュニティの形成を図る機能をもちあわせたスペースを提供するとともに、飲食の提供を整備する手法を提示すること。

② セミナースペース

市民の英語力の向上や英語力を生かした就業創業支援の促進を図り、交流希望者が集い、つながり、高めあうスペースを提示すること。

- ③ 外国人を対象としたコンサルティングセンター
基地関係者を含む外国人が生活情報などを収集し、気軽に相談できる仕組みを提示すること。
 - ④ 周辺地域の賑わい創出空間の整備
岩国錦帯橋空港行のバス待ちスペースを提供するとともに、JR岩国駅東口周辺の地域コミュニティの形成、賑わい創出空間を整備する手法を提示すること。
 - ⑤ その他
上記以外において、施設を整備・運営するにあたり、必要な事項について独自提案すること。
- (2) 管理運営基本計画（案）の作成
指定管理者制度の活用を想定した基本方針や運営体制、利用者サービス、収支計画等の作成
 - (3) 各種協議資料及び概要報告書
検討会に係る会議等の運営支援、会議出席、資料、概要報告書作成（2回程度想定）
※産官学民等で構成する組織（外部）
※開催回数については、状況に応じて変更があるものとする。
 - (4) 各種会議等の運営支援
検討会に係る会議等の運営支援、会議出席、資料、概要報告書作成
 - (5) 整備基本計画及び管理運営基本計画の編集および概要版の作成
各種会議等から、整備基本計画及び管理運営基本計画、印刷原稿を編集すること。
また、併せて整備基本計画内容を要約した概要版を作成すること。
なお、編集、作成に当たっては、誰もが見やすい、図表・地図・イラスト・概念図・写真等を盛り込んだレイアウト及びデザインとすること。
 - (6) 打ち合わせ協議
整備基本計画の策定にあたり、本市及び検討会、地域住民等との打ち合わせ協議を適宜実施すること。
 - (7) 第1章第1条(10)に掲げる図書等のとりまとめ
 - ① 整備基本計画書及び管理運営基本計画の作成
 - ② 各種協議資料及び概要報告書
 - ③ 整備基本計画PR資料（概要版）の作成
 - ④ 業務報告書のとりまとめ
 - (8) その他、整備基本計画の策定に関して必要な業務

(9) その他事項

- ① 本業務の成果品は、全て本市に属するものとし、本市の承認を得ないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- ② 本業務を履行するに当たっては、個人情報 を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報取扱特記事項に従うものとする。また、本業務の実施により、他人に損害を与えた場合は、受託者は直ちに本市に報告するとともに、その責任において速やかに損害賠償及び信頼の回復に努めるものとする。
- ③ 上記調査・分析等に必要 な本市所有のデータは、本市がこれを受託者に提供し、受託者は当該データ及びこれを加工したものの全てを業務完了後に本市に返却しなければならない。